

令和5年度 大阪府障がい者施策推進協議会

意思疎通支援部会 盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要

■日 時：令和6年2月16日（金）午後2時から4時

■場 所：大阪府庁別館1階障がい福祉室内会議室

■出席委員（五十音順・敬称略）

慎 英弘 四天王寺大学 名誉教授 座長

西尾 健太郎 盲ろう者等社会参加支援センター社会福祉法人大阪障害者自立支援協会 相談室長

古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長

矢倉 紀 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人大阪盲ろう者友の会 代表理事

山崎 初江 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人ヘレンケラー自立支援センター
すまいる 副理事長

議題1 盲ろう者通訳・介助者の養成について

（事務局）

- ・令和5年度の養成研修実施状況について申込者数、受講者数、修了予定者数を報告。
- ・盲ろう者通訳・介助者養成カリキュラムについて、国の盲ろう者通訳・介助者養成研修カリキュラムの改正予定はなく、府においても現行カリキュラムのまま研修を実施する予定。
- ・同行援護カリキュラム改定に伴い令和5年度末をもってみなし規定が廃止されるため、盲ろう者通訳・介助者養成研修修了者に対し同行援護従業者一般過程の修了証交付を廃止する。

（委員）

盲ろう者通訳・介助者養成カリキュラム変更は、令和6年度は予定なしで了解。

一方で同行援護カリキュラム改定はあるということか。

（事務局）

盲ろう者通訳・介助者の養成カリキュラムには変更はないが、同行援護のカリキュラムは変更される予定。

（委員）

養成講座のカリキュラムには変更がないということで了解。

ただし新しい年度から同行援護従業者の一般過程の修了証交付は終了するということが、大阪府独自で盲ろう者に合わせた同行援護従業者の修了証を今後考えていただけないか。

（事務局）

盲ろう者の通訳・介助者ではなくて、盲ろう者に特化した同行援護がないのかという質問で

よろしいか。

今のところそのような修了証の交付は大阪府においては予定をしていない。盲ろう者の移動の支援は盲ろう者通訳・介助者で行う。盲ろう者が外出される際は、この通訳・介助者と同行援護も同時に使えるため、そういった方法での移動支援をと考えている。

(委員)

今後新しい年度から同行援護従業者一般過程の修了証はなくなるが、盲ろう者の養成講座に関しては通訳・介助者の修了証と合わせてという感じで、同行援護も変わるということになるのか。

(委員)

通訳・介助者の養成研修を6年度に終えた人は、通訳・介助者の資格は交付されるが、同行援護の資格は交付されないということ。ただし、同行援護の資格を持っている人の利用はできるので、サービスが低下することはないと思われる。

(委員)

盲ろう者の通訳・介助者の養成講座で修了した人は新しい年度から同行援護も支援できるということで理解してもよろしいか。

(委員)

今年度、盲ろう者通訳・介助者養成研修を修了した人は、同行援護の資格も交付される。しかし、来年度の養成研修を修了した人は、同行援護サービスは提供できない。同行援護の資格が必要であれば、同行援護の養成研修を受講することになる。

(委員)

令和6年度から同行援護の登録をしてもらうためには別に同行援護研修を受けなければならないということだが、同行援護養成研修の案内は、盲ろう者等社会参加支援センターからしていただけるのか。

(委員)

今のところ予定はない、いろいろなところで同行援護の一般課程養成研修が行われているので、もし必要であれば案内する可能性もある。

(委員)

同行援護養成研修は多くの事業所で実施しており、ホームページで募集されているので、通訳・介助者の資格を取った人が同行援護も取りたいということであれば、自分で探すのではないか。

(委員)

同行援護養成研修の案内を盲ろう者等社会参加支援センターの方からホームページに誘導するなどしていただけた方がありがたいと思う。

(事務局)

同行援護の養成研修については、多くの事業所において同行援護の養成研修を実施している。大阪府は事業所の指定をしているが、盲ろう者等社会参加支援センターの指定管理業務の中で、その事業所あるいは同行援護養成研修の周知は実施しておらず、予定もない。

(委員)

盲ろう者通訳・介助者養成研修の令和 6 年度の案内からは同行援護修了証は交付されないという説明はあるか。

(事務局)

来年度から本取り扱いを廃止するため、来年度の案内からは同行援護の修了証を交付するという文言を削除する予定。

【議題 1 についてのまとめ】

- ・盲ろう者通訳・介助者養成研修カリキュラムについて、国の盲ろう者通訳・介助者養成研修カリキュラムの改正予定はなく、府においても現行カリキュラムのまま研修を実施。
- ・同行援護カリキュラム改定に伴い令和 5 年度末をもってみなし規定が廃止されるため、盲ろう者通訳・介助者養成研修修了者に対し同行援護従業者一般過程の修了証交付を廃止する。

議題 2 盲ろう者通訳・介助者の派遣について

(事務局)

- ・介護サービス、障がい福祉サービスとの併用について令和 5 年度の周知状況を報告。
- ・ヒヤリハットについて、令和 5 年度の報告件数、内容（エスカレーターの乗降の際の不注意、食事の加熱が不十分だった件）を報告。
- ・令和 6 年度実施予定の実態調査についてヒアリングシートをもとに説明。

(委員)

食事の件は本人が望んだ調理状態だったのでヒヤリハットではないと思われる。事故報告は全くなかったという理解でよろしいか。

(委員)

令和 4 年度 3 月 16 日実施の交流会の後、雨が降っていて、電車の中で滑ってこけたという事故報告があった。直近の新しいものは以上。

(委員)

ヒアリングシートについて、地域の状況を上げると、基幹相談支援センターにおいても親が 80 代、障がいのある子が 50 代の世帯が非常に多くなっており、緊急事態が起こらないように 8050 世帯の問題を把握して、早めにアプローチしないと、緊急事態になるというのが相談支援では常識になってきている。

盲ろう者では 70 代以上は非常に多く、盲ろう者友の会で調べたところでは親が 90 代、障がいのある子が 70 という世帯もある。通訳・介助に関わらないように見えて実際には、緊急ケースで対応したときの相談支援、あるいはヘルパー事業所の重要事項説明において通訳・介助が入る必要があるため、通訳・介助の仕組みとしても、いざとなったら対応が求められるというのを想定しておいていただきたいと思う。

その意味でヒアリングシートに加えていただきたいこととして、特に父母と同居している世帯は親の年齢を、そして杖や歩行器を使用しているか、また通訳・介助と重度訪問介護も利用可能なのでそれも聞いていただきたい。

また要介護認定のことだけではなく、障がい支援区分も聞いていただきたい。65 歳になったときに障がい福祉サービスでそのまま継続することも可能になっているので、障がい福祉サービスを使っている場合もあるため、介護と障がいと分けて調査するようにしていただきたい。

(事務局)

ヒアリングシートとは別で、通訳・介助者は活動後に活動報告を提出しており、その中で障がいの変化、身体の状態、歩行器の使用など変化については報告があり、それを登録盲ろう者個々に情報の把握管理をしているため、今回のヒアリングにおいては含んでいない。

また、障がい福祉サービスについて、派遣制度を使うときに登録申請書を盲ろう者に提出をしていただいている。登録申請書について、更新はしていないが、通訳・介助を使っている方の状況は、活動報告の備考欄で、聴力が落ちているだとか杖が必要だとか、通訳・介助者から情報が上がってきているので、そちらで把握できていると認識している。

(委員)

今回の調査は本人の身体の状態の変化、視聴覚機能の低下とか、その辺の状況をちゃんと掴み取って、通訳・介助で事故がないようにするための調査と理解している。

家族状況、サービスの利用状況というのは緊急事態に備えるということで、高齢化に伴って出てくる問題なので、それほど細かくはする必要はないが、今の状況をつかんで、これから事故がないようにしていただきたいので再検討をお願いしたい。

(委員)

今回の調査は、盲ろう者の実態調査であり、他の制度についての聞き取りをすることは相当大変だと思われる。例えば、父母の年齢を追加するとか、これは利用については追加することは可能だと思うが、他の制度との利用の問題とか、この調査ですべきことなのか。

それであれば盲ろう者について全て調査しなければならない、普通の調査ではなかなかできないと思うが、いかがか。

(委員)

要介護認定区分はすでに調査項目としてある。そこに訪問介護等の利用サービスと障がい福祉サービスを併用している人もいるので、追記されたらどうか。あと身体状況の変化とか、視聴覚機能の低下とかその辺はぜひとも聞いていくべきだろうと思う。

(委員)

質問項目の修正については、事務局で問題はないか。

結局何を言っているかという、そのことによっていろんな制度にまで波及して、多分担当者、調査者も混乱するかもしれないので、質問項目の追加で実態を調べるということに限定することであればいかがか。

(事務局)

身体状況の変化については、通訳・介助者からの報告で把握できている。

障がいサービスも障がい支援区分がいくつとか、どういった障がい福祉サービスを受けているかっていうことの併記については、この調査を早期に実施したいので、そういった点も踏まえながら検討はしていきたいと思う。

(委員)

そんなに難しいことではなく、利用中のサービスについて、訪問介護等と書いてあるところに居宅介護も含むとか、日中サービスも相談支援など、入れといてもらえたらそれで良い。そして通訳・介助でも事故が起こらないように、歩行、立ち上がり、立位保持の介助など、身体介護のうち移動に関わるものの項目で、特に身体状況の変化とか、視聴覚機能の低下とか、特に聞いていただきたい。

(委員)

身体介護のことで伺ったが、例えば本人にあまり認識がないことがあると思う。その際は盲ろう者等社会参加支援センターで持っている活動報告からここに記載してもよろしいか。

(委員)

事務局、ただいまの2人の委員のご提案についていかがか。

(事務局)

本調査は盲ろう者等社会参加支援センターで調査実施していただくよう予定しているので、その辺り、実施主体として、どのように思われるか、詳細に聞くことについて可能か。

(委員)

問7の設問について、今の話のように本人にお聞きする際にはそのように聞きたいと思う。しかしながら私どもとして、通訳・介助者から上がっている情報を、別項目でこの下書き

たいと思う。本人の認識としてはここまでの聞き取りだが、通訳・介助者から別の状態で報告が上がっているということを知るように記載したいと思う。

(委員)

いまの提案は追加で記載するというので、特にヒアリングシートを大きく変更することではなく充実させる点が良いと思う。それと、もう一つ提案された細かいことを聞いてほしいということは、最終的な目的を前面に出すから大変だと思うが、実態をもう少し細かく聞いてほしいという追加だけだと思うが、いかがか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、より詳細にお伺いする形で進めたいと思う。

(委員)

盲ろう者が提出した登録書について、障がいの進行によりコミュニケーション方法に変更があったこと等について登録書の更新はされているのか。また調査について、いろんなサービスで、ややこしくなるのではないかと、混乱するのではないかと意見があったが、逆に混乱することであればあるほど、このサービスをこれぐらい使っているというのがわかるようにすると良いかと思う。

(委員)

登録申請書の更新は行っていないが、通訳・介助者から細かい報告があるので、それらの情報を登録書や個人ファイルに追加している。

他の制度の利用については、全て網羅できているわけではないが、活動報告で訪問看護を受けることになった等の内容は記載してもらっている。

(委員)

活動報告について、聞いたところによると、活動報告の最後のところ、欄が少ないという声もある。

(委員)

記載内容が少ないなど必要に応じて通訳・介助者に電話して、状況を詳しく聞くこともある。または細かく内容を記載していて不要な記載があった場合は要約することもある。

(委員)

活動報告の書式について、身体状況の変化や何か気づかれたことみたいな形でいろんなことが書けるようにスペースを空けて作った方が良いのでは。また、記載すべき内容について周知し直した方が良いと思われる。

(事務局)

要綱で様式を定めているのですぐ変えられるものではないが、記載欄の名称を工夫する等で、もう少し通訳・介助者が、より身体の状態を書きやすいように工夫をしたいと思う。

(委員)

これも通訳・介助者から聞いた話で、最初は活動報告を細かく書いてたが、現任研修のときに報告書の書き方についてもっと簡単で良いと説明をされたようで、あまり詳しく書かないという人もいた。現任研修のときの書き方の説明も工夫していただけたらわかりやすいのかと思う。

(委員)

現任研修では、活動の細かいこと、何時何分どこに何分いたとかを求めているわけではなく、身辺状況、ご利用者の変化など要点を絞って書いてもらうように説明してるつもりだったが、そういう声があれば、説明の仕方を変えたいと思う。

(委員)

活動の詳細すぎる内容はプライバシーの侵害になるので、その辺りは控えるべきだし、むしろ身体状況の変化とかで、事故に繋がりやすいようなことを拾い上げるためのものだというところでもう1回周知していただきたい。

(委員)

同行援護も事業者によって様々で、細かく何時何分どこ行ったなどと書いている人もいて、何のためなのかと思うこともあるが、現任研修で書き方についてもっとわかりやすく説明するということをお願いしたい。それと報告書で、細かく書けるよう工夫するという事務局からもお答えがあったので、相談してもらう。

ヒアリングシートについて、委員からのご提案、ご意見もあったので詳しく修正しようとするということで、一応賛成があったかだけは聞いておきたいが、異議ないか。

<委員全員賛成>

では、全員賛成なので少し詳しく修正するというところで事務局をお願いしたい。

【議題2についてのまとめ】

- ・派遣事業と他のサービスとの併用について引き続き周知を実施。
- ・ヒヤリハット報告、活動報告書について、通訳・介助者が報告しやすいよう実施する。
- ・実態調査について、障がい支援区分等について詳細に把握できる形で実施。

議題3 盲ろう者支援施策について

(事務局)

資料3の説明

- ・盲ろう者通訳・介助者養成研修、盲ろう者通訳・介助者派遣事業、盲ろう者支援センター事業について、令和3年度から令和5年度の事業実績を説明

(委員)

派遣事業について、登録通訳・介助者が減ってきてるので、力を入れていく必要があるのかと思うが、実働している通訳・介助者の率はどれぐらいかということが一つ、それと2人派遣の割合について、毎年少しずつ増えてきているが、これは重度化、高齢化等との絡みも含めて何か変化が見られるのであればそれも教えていただきたい。

(事務局)

まず2人派遣の割合について、ご指摘のとおり数字がここ3年で上がってきている。事務局としての考えは、令和3年、4年が新型コロナウイルス感染症の影響で、そういった催しが少なかった。今年度に入ってコロナが5類化されたことで、そういった行事も増えてきているのかと認識している。

(委員)

登録数通訳・介助者の実働について、いま281名中、動かれている人は170名ほど。令和3、4年も170前後で推移している。

(委員)

170前後で、調整的にはまだ余裕がある状態なのか。もしくは希望する日に調整しきれなくなってきたのか。その傾向を見て、今後の養成研修も考えていけないと思う。

(事務局)

養成研修修了者数について、一昨年が27人、令和4年が14人、令和5年が見込で19名修了される予定。決して十分な数ではないと認識しているので、この養成研修について引き続き広報を徹底して、より多くの方に受講していただけるように努めてまいりたい。

(委員)

通訳・介助者の登録者数に対して、実働は約170人で推移しているという報告だったが、本人の指名による派遣が実働者を減らしている原因ではないかと思う。新しく養成された人は全てうまくできるわけではない。しかし、利用者としては上手な人を要求する。そうすると、指名するときに自分に一番合う人を指名し、新人の指名の機会が少なくなってしまう。これは別に通訳・介助者の制度だけではなく、どこもこういう状況がある。指名とコーディネートで、そこをうまく調和させるということを重視する必要があるのではないかと思う。指名とコーディネート、半々ぐらいにすれば新人の活躍の場面ではもっと増えてくると思っている。皆さん、いかが思われるか。

(委員)

コーディネートの段階で、コミュニケーション方法が合えば、必ず新人にもコーディネートをしているが、仕事の都合上、その時間に合わない場合が非常に多いと思われる。ほかの職

業はなく、通訳・介助者だけで活動している方は少ないという認識。

【議題3についてのまとめ】

・派遣する通訳・介助者のコーディネートについて、新規で養成された通訳・介助者がより活動を行えるよう、府と盲ろう者等社会参加支援センターにおいて検討する。

その他

(委員)

事業者においては盲ろう者は通訳・介助者がいないとサービスできないと思われることがあるため、手書き文字、手のひら書き、耳元で大きな声で喋るとか、点字のカードを作るとか簡単な通訳方法でやってもらえるという、啓発チラシを作ろうとしている。

いま通訳・介助と同行援護も併用できると周知し始めていただいているかと思うが、もうちょっと踏み込んで、大阪府からも府下の介護事業所に、盲ろう者は断られてしまうことが多いので、今からでも取り組みを進めておいて、いざというときにもその事業所が対応して、地域で支えてくれるというような仕組みを考えたいと思っているのでまたぜひご協力をお願いしたい。

(委員)

各事業所にチラシを配るっていうことはできると思うが、ここで検討して盲ろう者等社会参加支援センターがチラシを作るとそういうふうにならないので、もしチラシができたなら、盲ろう者等社会参加支援センターの窓口において機会あるごとに配ってもらいたいというところは可能だと思う。

(委員)

この通訳・介助制度は、全国でも大阪府が充実しているが、さらに充実するように大阪府にはご努力をお願いしたいし、コーディネートをしている盲ろう者等社会参加支援センターには今後とも引き続いて、充実した支援をしていただきたい。